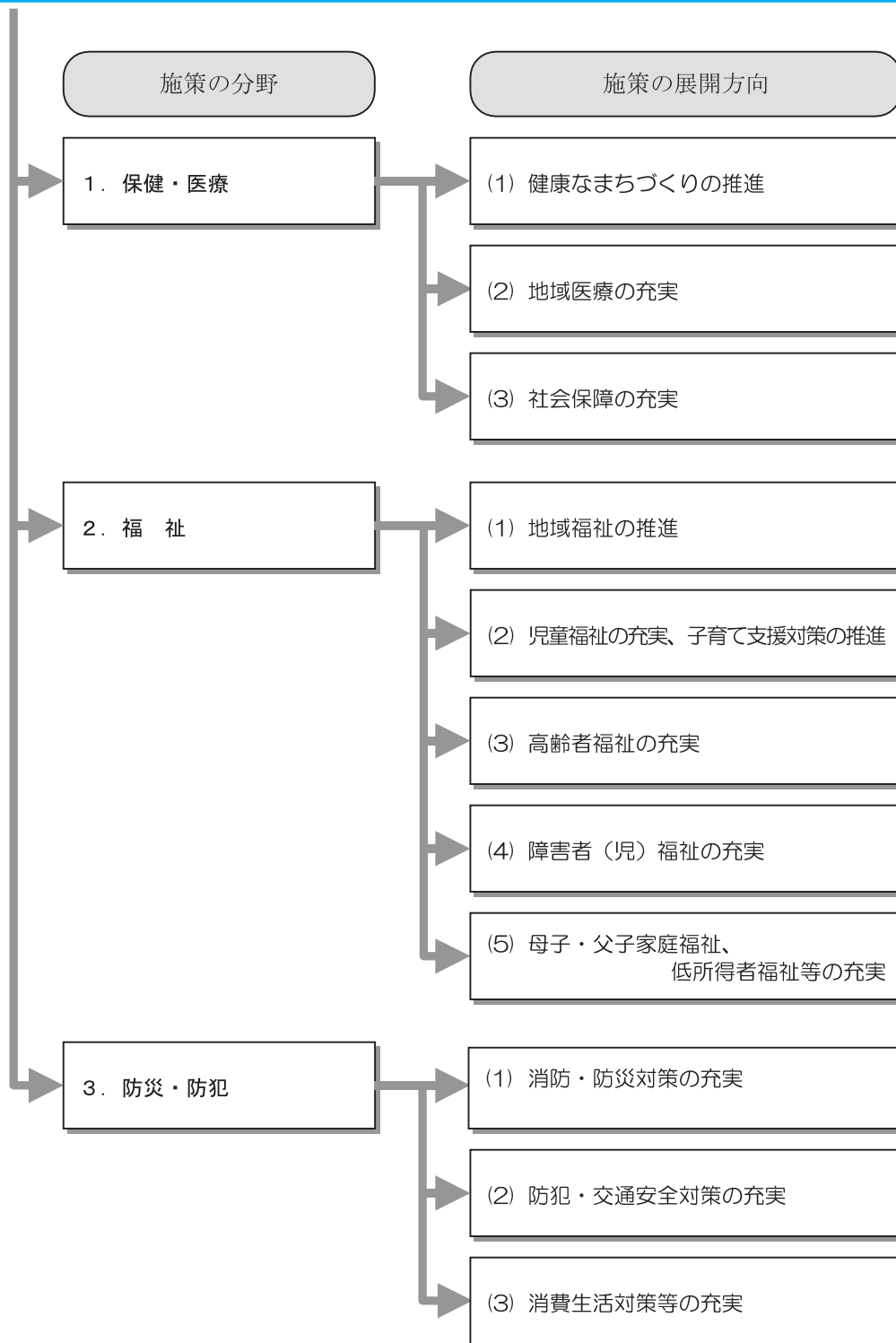


第3節

安全に安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくり



1. 保健・医療

● 現況・課題

生活環境の改善や医学の進歩により平均寿命は急速に延び、健康に対する関心はますます高まっています。生涯にわたり健やかで心豊かに生活を送ることは市民共通の願いであり、生活の質的向上と地域社会全体で支援する環境づくりが必要です。

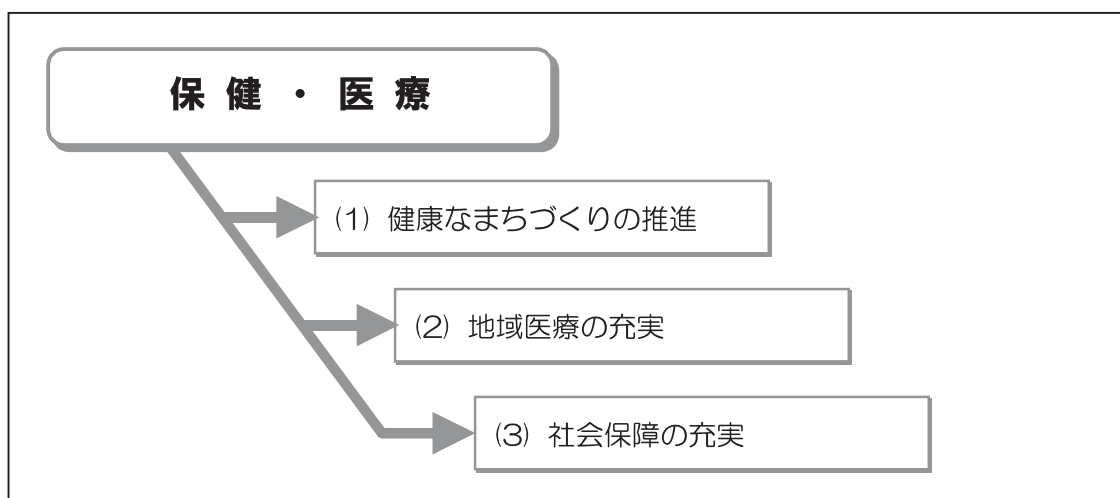
また、少子高齢化、疾病構造の変化、生活習慣病の若年齢化が進んでいます。このため、疾病の治療やこれらを支える人々の負担の増加も予想されることから、市民の健康づくりに関する啓発や各種健康診査の充実、健康相談、保健指導の実施等により、生涯を通じた市民の健康づくりを総合的に支援する体制づくりを進めていくことが重要になっています。

医療は、市立佐沼病院を中心に市内各病院との連携と機能分担を図りながら、総合的な医療体制の充実に努めています。また、休日・救急医療体制を在宅当番医制、二次救急医療体制で対応していますが、夜間帯の対応が完全には整備されていない状況にあります。このため、地域の医療ニーズに対応した体制や施設の充実、経営の安定化などを図ることが課題となっています。

また、急速な少子高齢化の進展、長期的な経済成長の低迷等により若年者の年金への未加入・保険料の未払い問題が顕在化し、給付水準の維持が困難になってきています。このため、年金制度の啓発をはじめ関係機関等と連携し、年金未加入者の解消に積極的に取組、年金制度の適正な運用を図ることが課題となっています。

● 施策の体系

『やすらぎのあるまちづくり』を推進していく上で、保健・医療については、「健康なまちづくりの推進」、「地域医療の充実」及び「社会保障の充実」の3つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



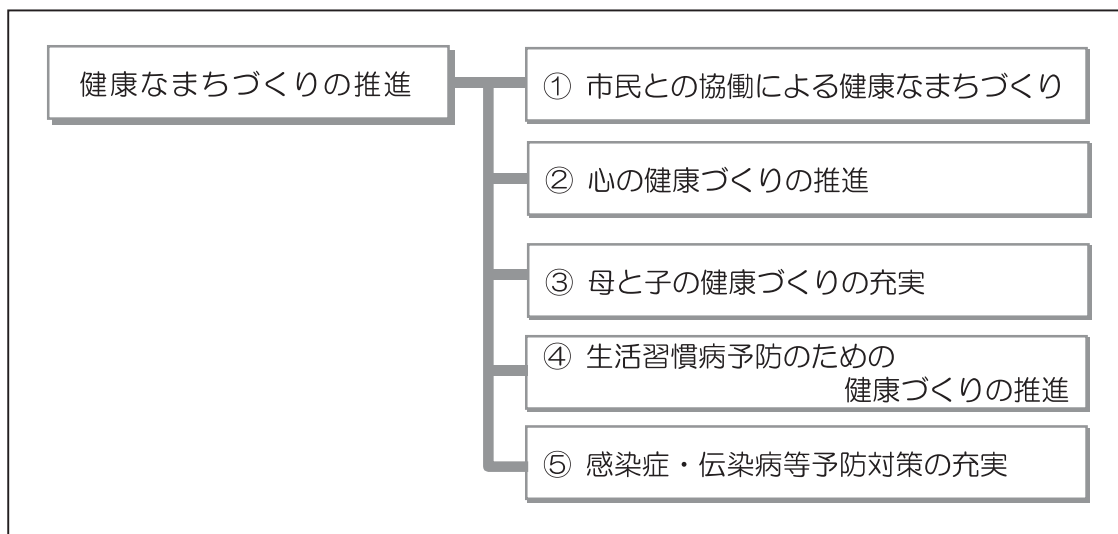
● 施策の展開方向

(1)健康なまちづくりの推進

【施策の方針】

市民自らの主体的な取組のもと、一人ひとりが生活の質を高めて、健康で暮らせる期間（健康寿命）を長くできるよう、生活習慣病予防対策を中心に健康づくりを推進します。

【主な施策等】



①市民との協働による健康なまちづくり

- * 市民が、「自己実現」を達成するために健康であることを一つの資源（基盤・手段）として捉え、いきいきとした満足のいく生活をおくることができることを目指し、共通認識に基づく健康なまちづくりを市民との協働で推進します。
- * 健康なまちづくりを市民参画と関係機関等との協働により進めます。

②心の健康づくりの推進

- * 社会生活環境の複雑・多様化に伴うストレスや悩みを抱えている当事者や家族などへの相談支援体制の充実を図ります。
- * ストレス等に対する市民の理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、心の悩みを抱えている人たちの生活を継続的に支えていく地域づくりを進めます。

③母と子の健康づくりの充実

- * 親が安心して子育てができる環境整備を市民との協働で進めます。
- * 母と子の健康な生活のあり方が学童、さらにその後の暮らしに影響することから、学校保健との連携を密にし、課題の共有に努めます。
- * 母と子の健康課題について、多くの市民との共通の課題としてとらえ対策の検討の機会拡大と協働により進めます。
- * 障害や慢性疾患を有する子どもが健康状態に応じたケアを受けられるよう、医療・療養機関などとの連携強化、フォローアップ体制の充実に努めます。
- * 次世代育成支援の一環として、特定不妊治療費^{※24}の一部助成の充実を進め、精神的・経済的負担の軽減を図ります。

④生活習慣病予防のための健康づくりの推進

- * 地域の健康づくりのリーダーとなる食生活改善推進員の育成を支援しながら、各ライフステージに応じた食生活改善指導の充実を図るとともに、心身ともに安全で安心できる食生活を実践できるよう、家庭・学校・地域等における「食育」活動を推進します。
- * 各種検診事業について、検診項目、検診システムの総合的な見直しを進めるとともに、受診率の向上、事後指導体制の強化を図ります。
- * 市民一人ひとりの健康課題に応じた個別健康教育や訪問指導の充実など、生活に密着した継続性のある保健指導体制を整備します。
- * 健康日本21登米市計画に基づき、広報活動など保健事業に関する周知方法の改善を図り、市民の保健事業への積極的参加を促進します。
- * 健康な歯と口腔を育てるための正しい歯磨きの習慣化や良い食習慣の確立を図るとともに、むし歯及び歯周病予防のための歯科検診の充実を図るなど、歯科保健活動を推進します。

⑤感染症・伝染病等予防対策の充実

- * 発生予防と蔓延化を防止し、公衆衛生の向上を図るため、感染症に関する正しい知識及び情報の普及・提供を図ります。
- * 保健所等関係機関と連携しながら、地震や水害等大規模災害発生時における対策強化を図るとともに、定期予防接種や結核検診・受診の勧奨等予防・受診指導体制の充実を図ります。



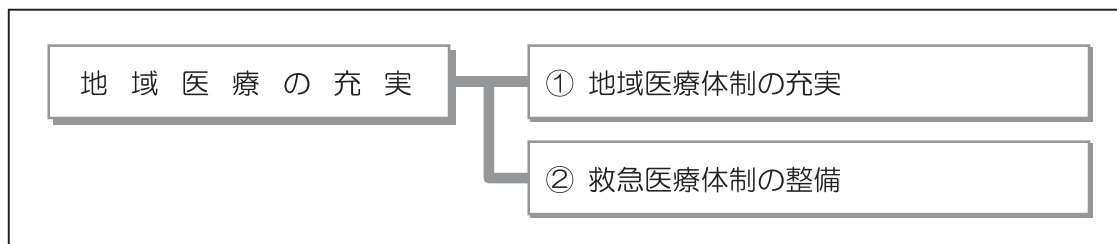
※24 生殖補助医療による不妊治療のうち「体外受精及び顕微授精」の方法

(2)地域医療の充実

【施策の方針】

市民が安心して必要な医療が受けられるよう、市立病院の統合・機能分担・連携と医師会との協力・連携の強化を図りながら、地域医療体制及び救急医療体制の整備を推進します。

【主な施策等】



①地域医療体制の充実

- * 市立病院の機能分担及び市内外の病院間、病診間の連携を進めるとともに、電子カルテなどを用いた患者情報の共有化を進めます。
- * 高度医療機器の共同利用や市立病院のオープン化を念頭に、積極的な協力体制の構築を図るとともに、効率的な病院経営を目指します。
- * 病院の機能分担にあわせて、医療技術者の養成、教育、研修による医療の質の向上や患者輸送事業による通院支援等地域医療体制の整備、充実を図ります。
- * 施設の老朽化、医師不足、人口減少などを踏まえ、新たに適切な病床数を備えた中核病院（災害拠点病院）の建設を目指します。

②救急医療体制の整備

- * 緊急時においても速やかに適切な処置を受けられるよう、中核病院に救急センターを併設し、病診連携による輪番制も含め休日・夜間の24時間対応救急医療体制の整備を推進します。
- * 古川市立病院の救急医療センターなど、市外の高次医療機関との連携強化を図るとともに、救急救命士等の養成を積極的に進め、高規格救急自動車の導入・配置に努めます。

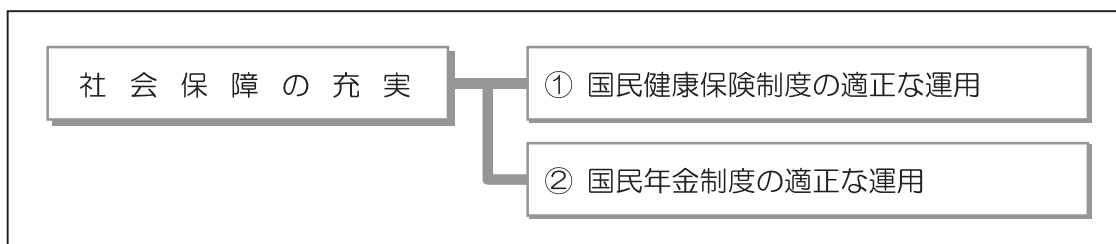


(3)社会保障の充実

【施策の方針】

すべての市民が、将来にわたり健康で文化的な生活を営めるよう、国民健康保険制度の充実を図りながら、国民年金制度の啓発を推進します。

【主な施策等】



①国民健康保険制度の適正な運用

- * 制度の普及に努めながら保険税収納率の向上を図り、国民健康保険財政の適正かつ健全な運営を推進します。
- * 疾病分析を基に保健事業を推進し、予防対策を講じます。また、被保険者が健康維持、増進に取り組むことができるような情報の提供と環境づくりを進め、医療費の縮減を図ります。

②国民年金制度の適正な運用

- * 無年金者の解消と年金給付水準の維持を目標に、若年層や生産年齢層を中心とした制度の啓発、普及と未加入者の解消を図るとともに、確実な受給権を確保するための相談業務の充実を図ります。

2. 福 祉

● 現況・課題

登米市の高齢化率は27%に達し、若者の流出や少子化が進み本格的な高齢社会が到来します。男性・女性、障害のある人、幼児から高齢者に至る各世代など、様々な市民によって構成されている地域社会は、経済の減退や住民の社会活動の低下などの変化によって、家庭や地域が持っていた互助機能や一体感の希薄化が懸念されています。

このため、だれもが住み慣れた環境で、安心して生活を送る社会を実現することができるように、市民一人ひとりが他人を思いやる心を育むとともに、社会福祉に対する理解を深め、福祉活動への協力と参加を推進していく必要があります。

また、だれもが自分らしく生活できるように、行政、福祉団体、市民が連携・協働しながら地域全体で支え合う体制の整備を図るとともに、障害者自立支援法施行後は、障害者本人のニーズに合わせた個別支援計画の策定と、それに沿ったサービスの提供が求められており、スムーズな移行体制の整備が課題であります。

近年の生活保護世帯を取り巻く状況は、社会情勢を反映して一段と厳しく、長引く経済不況や高齢化社会の進展に伴い、高齢者世帯、傷病・障害者世帯、母子・父子世帯への影響も深刻化しています。

このため、行政と関係機関とが連携し、生活困窮世帯の的確な把握や相談、指導体制の充実が課題となっており、生活保護制度を適正に運用するとともに、生活保護世帯の自立に向けた指導を充実する必要があります。

核家族化の進行や保護者の就労形態の変化、結婚、出産に対する価値観の変化などで少子化が急速に進んでおり、次代を担う子ども達の育成を社会全体で支える体制づくりが課題となっています。

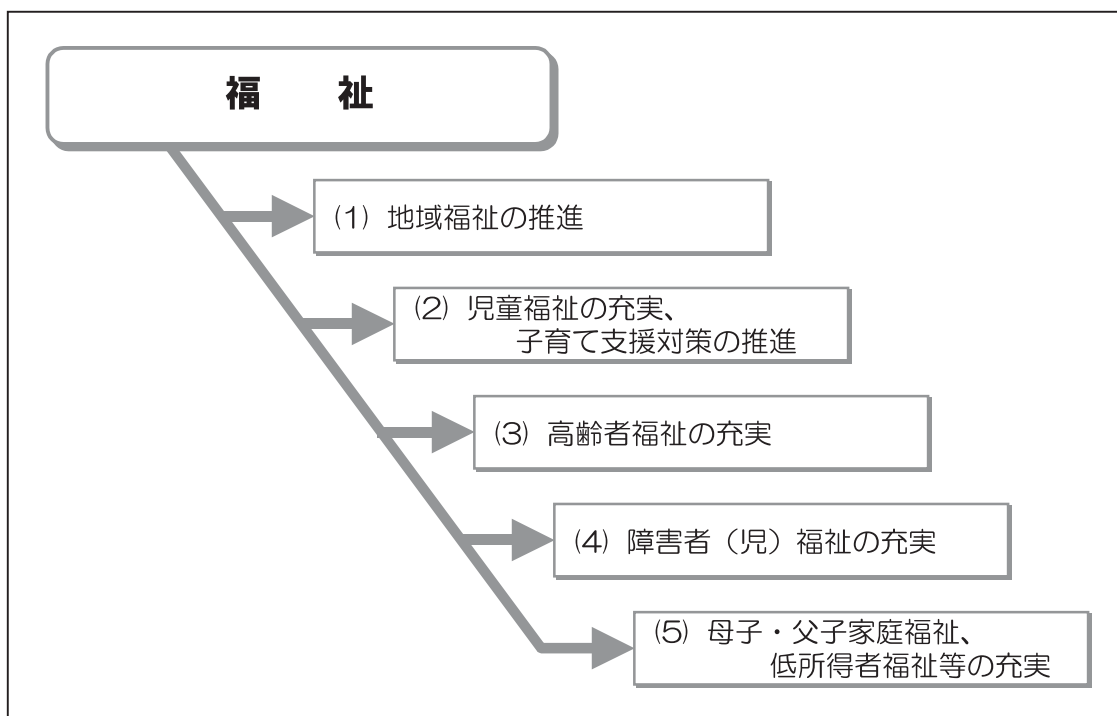
また、高齢化社会に向け、高齢者が健康で生きがいを持って暮らし、その能力を生かし社会活動ができるような地域づくりや在宅福祉、介護予防、介護サービスを担う体制の充実が必要になっています。

特に、介護保険制度については、施行から6年目を迎え老後の生活を支える制度として定着してきましたが、一方で給付される費用は年々増大しています。このため、制度の持続可能性を高め、いくため介護保険法の改正が行われ、予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの創設など新たなサービス体系の確立などが求められています。

このことから、介護保険から給付される費用の効率化・重点化を図りながら、高齢者が住み慣れた地域で安心かつ尊厳のある生活ができるよう市全体で支援していく必要があります。

● 施策の体系

『やすらぎのあるまちづくり』を推進していく上で、福祉については、「地域福祉の推進」、「児童福祉の充実、子育て支援対策の推進」、「高齢者福祉の充実」、「障害者（児）福祉の充実」及び「母子・父子家庭福祉、低所得者福祉等の充実」の5つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



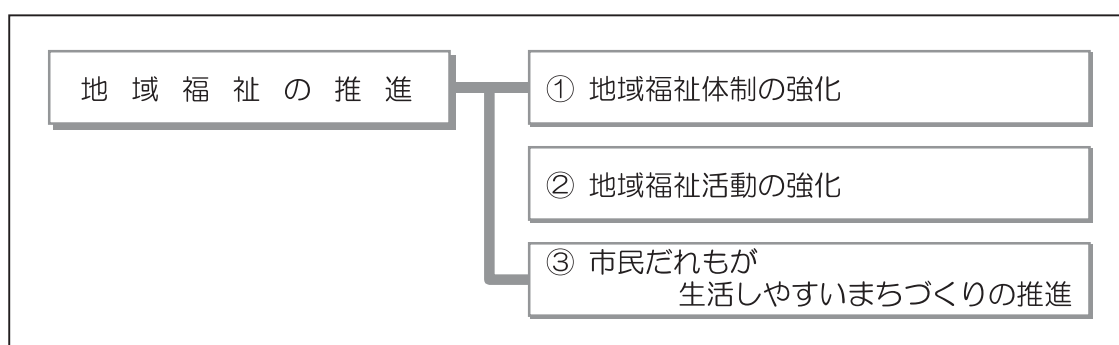
● 施策の展開方向

(1) 地域福祉の推進

【施策の方針】

障害者、高齢者等すべての市民が同じ生活や活動することができるように、保健・医療との連携による総合的な福祉サービスの充実と体制づくりを図るとともに、ユニバーサルデザイン等による環境整備を推進し、市民だれもが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【主な施策等】



① 地域福祉体制の強化

- * 保健・医療との連携強化による総合的な福祉サービスの充実を図るとともに、行政と市民・福祉団体等が連携・協働し、地域全体でともに支え合う福祉体制の整備を推進します。
- * 市民の多様な福祉ニーズと必要となる福祉サービスを的確に把握するための相談体制の充実を図ります。
- * 学校教育や社会教育と連携しながら、福祉に関わる教育、情報提供の充実を図ります。
- * 高齢者や障害者の権利擁護を推進し福祉の向上を図ります。

② 地域福祉活動の強化

- * 地域全体でともに支え合う体制の整備と活動の充実に向けて、福祉団体やボランティア、NPO等地域福祉に関わる組織・人材の育成及び支援強化を図ります。
- * 老人福祉センター等を地域福祉活動の拠点として、在宅等の多様なケースに応じた福祉サービスの提供を図ります。
- * 地域コミュニティを基本とする市民の相互扶助による地域福祉活動の充実を図ります。

③ 市民だれもが生活しやすいまちづくりの推進

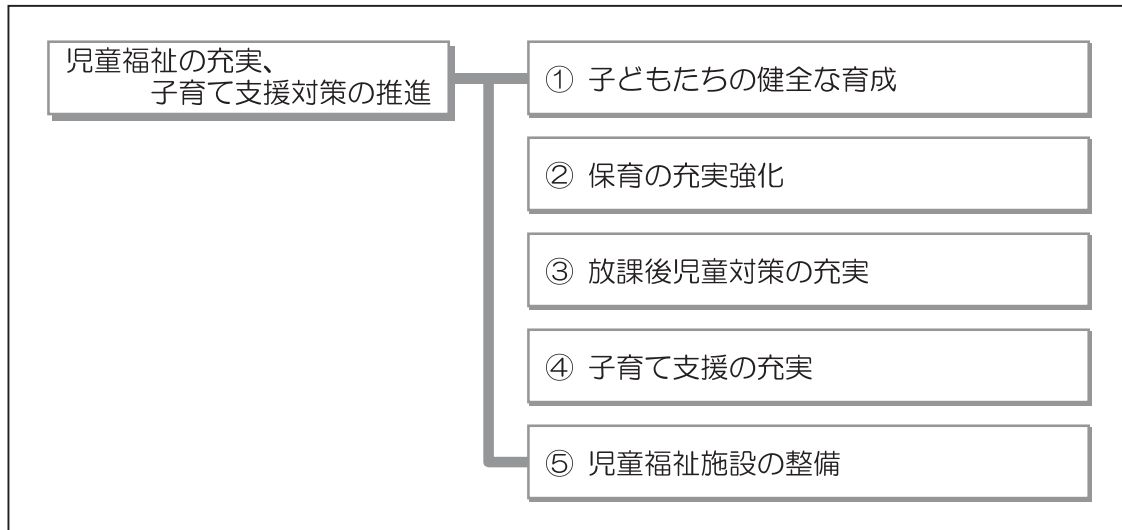
- * 公共施設等のユニバーサルデザイン化、子育てや介護をはじめとする男女共同参画の推進等、市民だれもが生活しやすくなるような環境整備を進めます。

(2)児童福祉の充実、子育て支援対策の推進

【施策の方針】

次代を担う子どもたちの健全な育成を図るとともに、若い世代が安心して子どもを産み育てられるよう、これらを地域社会全体で支援する環境・体制の整備を推進します。

【主な施策等】



①子どもたちの健全な育成

*家庭・地域・学校・企業等と連携しながら、青少年の健全育成体制を整備するとともに、健全育成事業や各種体験学習の機会を創出し、非行防止活動の強化を図ります。

②保育の充実強化

- *良好な保育環境の形成に向けて、保育所(園)待機児童の解消と保育施設の整備・拡充を図ります。
- *障害児保育や延長保育、一時保育等多様な保育ニーズへの対応を図ります。
- *家庭環境や社会環境の変化への対応を図るため、地域の実情を踏まえながら保育所(園)と幼稚園の連携強化と適正な役割分担を図ります。

③放課後児童対策の充実

*女性の社会進出や仕事と子育ての両立を支援するため、児童館の整備や小学校余裕教室の改修・活用を推進するとともに、放課後児童クラブの開設を進め、放課後児童の健全育成を図ります。

④子育て支援の充実

- * 子育てしやすい生活環境づくりに向けて、保健・医療・福祉が連携した安心して妊娠・出産できる体制の整備を進めます。
- * 父母と子の健やかな暮らしづくりを目指し、子育て支援センターの整備を推進するとともに、母親サークルや子育てサークル等子育て支援のネットワークづくりを進めます。
- * 子育て全般や児童虐待防止などの相談・指導体制の強化を図るとともに、要保護児童への迅速な対応と支援を行います。

⑤児童福祉施設の整備

- * 児童福祉の向上のため児童館、子育て支援センター等の整備を進めます。

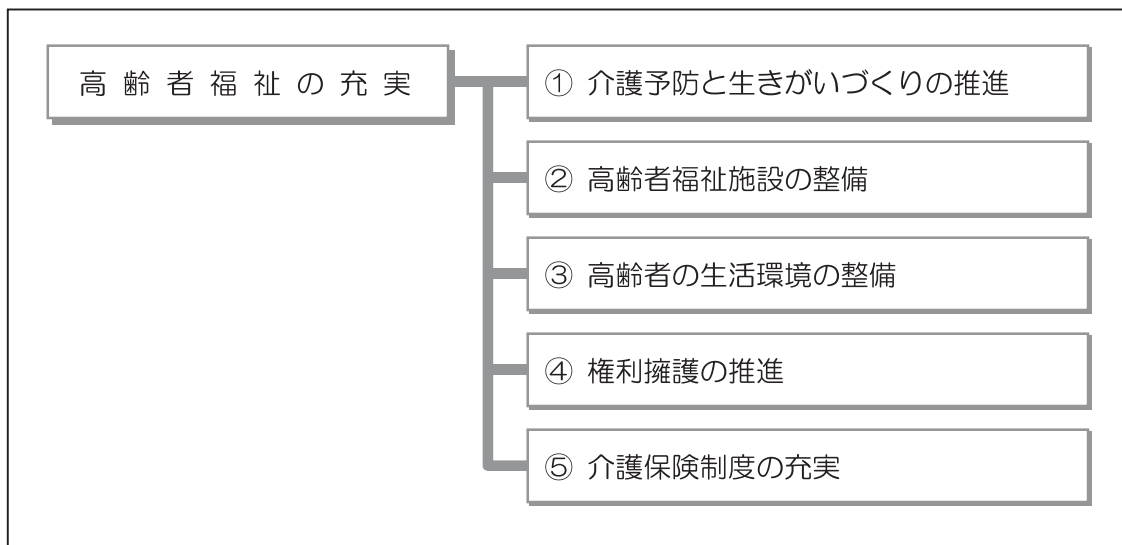


(3)高齢者福祉の充実

【施策の方針】

これまで培ってきた知恵や技術を生かしながら、高齢者が自立して生きがいを持って元気に暮らしていけるよう、介護予防事業等各種事業の充実を図るとともに、生涯学習活動を通じた生きがい対策事業を推進します。

【主な施策等】



①介護予防と生きがいづくりの推進

- * 高齢者のニーズに対応した多様な福祉サービスの構築を図ります。
- * 生涯にわたり自立した生活を営むことができるよう、生活習慣病予防を推進し、高齢者の健康増進を図るとともに、介護予防教室等の介護予防事業や各種高齢者福祉サービス事業を推進します。
- * 老人クラブ活動への支援や各種講座の開催し、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- * 長年にわたり培ってきた知識・経験を生かしながら、元気で生きがいを持って生活できるよう、シルバー人材センター等と連携しながら、就労やボランティア活動などの多様な機会を提供し、高齢者の社会参加の促進を図ります。

②高齢者福祉施設の整備

- * 高齢者福祉の充実に向けて、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護施設等の整備を推進します。
- * 高齢者が住み慣れた地域でこれからも安心して住み続けられるよう、ケアハウスやグループホーム、シルバーハウジング等の整備を検討します。

③高齢者の生活環境の整備

* 高齢者にやさしい環境づくりのため、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、地域交通等の充実や公営及び民間住宅における改修を進めます。

④権利擁護の推進

* 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を活用し、高齢者の権利擁護を推進します。

⑤介護保険制度の充実

* 制度改正に伴う新たなサービス体系の確立や予防重視型への転換を図りながら、制度の持続可能性を高めつつ、高齢者に必要な介護保険サービスの整備を推進します。

* 日常の生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談や地域ケア体制の充実を図りながら、地域支援事業における介護予防事業、予防給付に係る介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを実施し、要介護状態の発生やその悪化を防止するとともに生活機能の維持、向上を図ります。

* 介護保険制度に対する市民の理解をより一層深めるための普及、啓発活動を推進します。

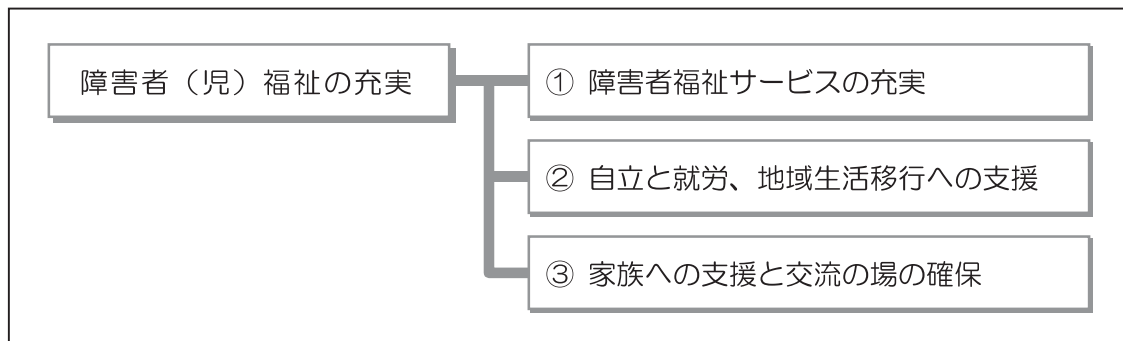


(4)障害者（児）福祉の充実

【施策の方針】

安心して自分らしい生活を送れるよう、地域生活移行の支援や障害者ニーズに沿った支援を積極的に進めるとともに、障害者に対する正しい理解と認識の普及を図り、だれもが住みやすい社会づくりを進めます。

【主な施策等】



①障害者福祉サービスの充実

- * 障害者福祉計画を策定し、教育・雇用・福祉の連携施策を進め、障害の有無に関わらず、だれもが地域で安心して自分らしい生活を送れる社会づくりを進めます。
- * 民間活力を活用しながら障害者が地域で暮らし、社会復帰するための施設整備を進めます。
また、障害者福祉施設との連携を強め、障害の程度やライフサイクルに対応した機能の充実と体制の整備に努めます。
- * 障害や障害者に対する正しい理解と認識の普及を図るための啓発活動を推進します。
- * 手話通訳相談員の設置や手話講座の開催、要約筆記通訳等の事業をとおしてコミュニケーションと生活支援の確保を図ります。

②自立と就労、地域生活移行への支援

- * 障害者の自立を促すため関係機関と連携し、就労の場の確保や相談支援体制の充実を図ります。
- * 地域生活を希望する知的障害児の自立促進と地域生活移行を積極的に支援します。
- * 利用者本位の考えに立ち、多様なニーズにあったサービスを質的、量的にも充実させ、障害者の地域生活を支援します。

③家族への支援と交流の場の確保

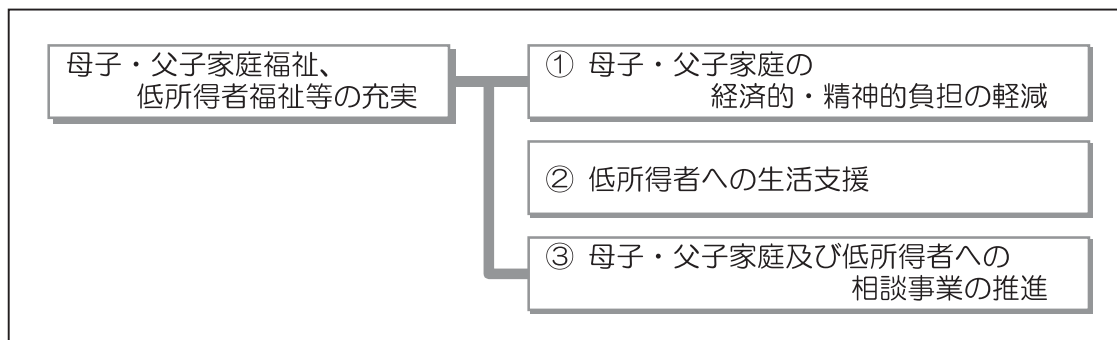
- * 障害者の家族が一時保護や日帰り利用を気軽にできる体制を整備するとともに、市内で重度障害者のショートステイの受入れができるよう関係機関と協議を進めます。
- * 障害者同士、障害者と健常者間の交流を促進し、相互理解とやすらぎを感じる場所の確保を図ります。

(5)母子・父子家庭福祉、低所得者福祉等の充実

【施策の方針】

母子・父子家庭の親と子及び生活に困窮する市民が健康で文化的な安定した生活を営めるよう、経済面や精神面での生活支援策の充実を図ります。

【主な施策等】



①母子・父子家庭の経済的・精神的負担の軽減

* 公営住宅への優先入居や保護者負担の軽減、就労・生活相談及び支援体制の充実等を進め、母子・父子家庭における経済的・精神的負担の軽減を図ります。

②低所得者への生活支援

* 自立支援プログラムを導入し、被保護者の自立と生活の安定に向けた支援の充実を図ります。
* 生活保護世帯が適正に医療や介護サービスを受けられるよう、関係機関と連携し、適正な支援に努めます。

③母子・父子家庭及び低所得者への相談事業の推進

* 民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、家庭の事情に応じた相談業務の充実を図るとともに、生活困窮者世帯の把握と適切な保護に努めます。

3. 防災・防犯

● 現況・課題

近い将来高い確率で起こると予測されている宮城県沖地震等や河川の増水による内水被害や天然河岸の流失などの災害に備え、市民防災力の向上と防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、防災行政無線システムなどの情報収集伝達体制の強化や広域的な相互応援体制等の充実などが求められています。

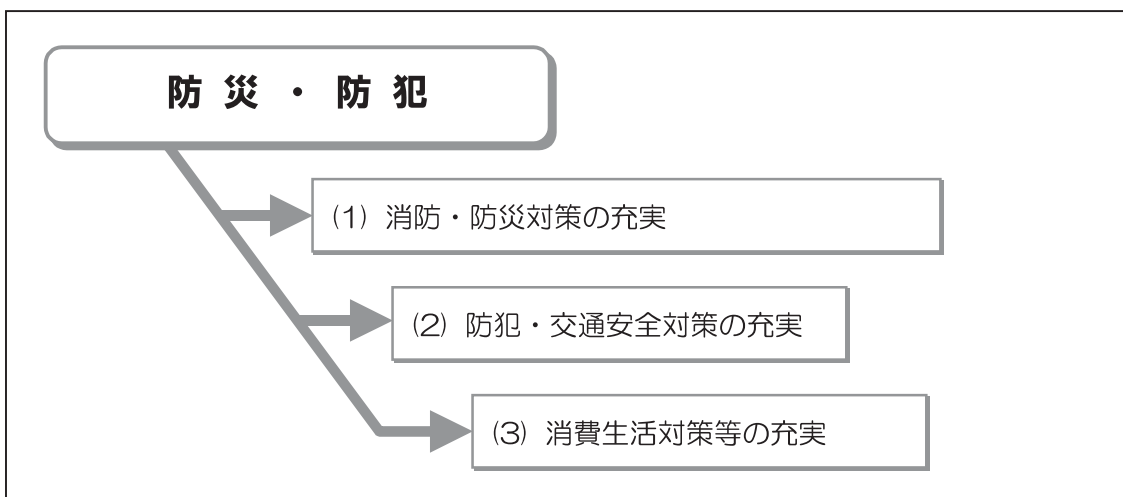
このような中で、「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、地域での防災活動の中心組織として重要な役割を果たす自主防災組織は、平成17年12月現在、市内72行政区で結成されています。

高齢者や障害のある人、子どもなど災害要援護者の安全を確保するためにも、地域コミュニティ、民生・児童委員や福祉関係者による協力体制を確立しながら、防災に関する知識の普及や啓発及び防災資機材の提供などを進め、自主防災組織を育成・強化していくとともに、災害拠点施設としての役割を有する公共施設や消防車両等の設備の改善を図りながら、武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護する国民保護計画を早期に策定する必要があります。

また、全国的に犯罪が多様化、凶悪化、低年齢化する傾向にあることなどから、警察署や防犯協議会と連携するとともに、総合的な見地から防犯施設や交通施設の整備を進めていくことが重要となっています。

● 施策の体系

『やすらぎのあるまちづくり』を推進していく上で、防災・防犯については、「消防・防災対策の充実」、「防犯・交通安全対策の充実」及び「消費生活対策等の充実」の3つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



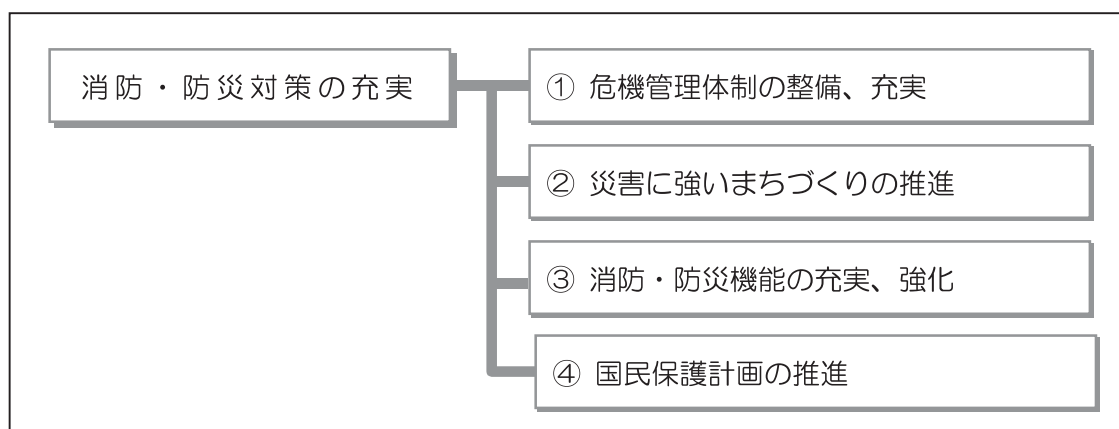
● 施策の展開方向

(1) 消防・防災対策の充実

【施策の方針】

地震等の災害から市民の生命と財産を守り、災害に強い登米市の実現に向け、消防・防災体制と機能の整備、充実を図るとともに、消防団をはじめとする自主防災組織と協働しながら「自らの命は自ら守る」という防災意識の高揚を図り、減災化に努めます。また、武力攻撃等災害へ対応するために国民保護法に基づく国民保護計画を策定します。

【主な施策等】



① 危機管理体制の整備、充実

- * 災害の未然防止や被害を最小限に食い止めるため地域防災計画を策定し、関係機関と連携しながら、事前対策の充実を図ります。
- * 消防防災センターを中心とする消防防災情報ネットワークシステムを整備し、迅速な情報収集・意思決定と初動体制を確立するとともに、全市的な防災情報の一元化と共有化を図ります。また、防災情報等を市民に迅速かつ正確に伝えるため防災行政無線のデジタル化などを進めます。
- * 災害時の防災拠点施設となる市庁舎及び各総合支所に防災備蓄倉庫を設置し、非常用食糧や水、毛布、防災用資機材等の備蓄を進めるとともに、指定避難所である小・中学校にも防災用資機材等の備蓄検討を進め、災害の発生に迅速に対応できる体制を整備します。
- * 災害時における初期消火や救出・救護、避難誘導等を適切に行うことができるよう、地域コミュニティを基本とする連絡体制の整備や防災資機材の充実を図るとともに、市内全域での自主防災組織の結成、消防団員の活動環境の整備、市民の消防団活動への啓発活動等を推進します。
- * 高齢者や障害のある人、子どもなどの災害要援護者の安全を確保するため、民生・児童委員や関係機関、地域防災関係団体等、NPOとの連携のもと、避難・救助活動等の支援体制の充実を図ります。

- *大規模災害に対応した広域的な自治体による相互応援体制を強化・確立するとともに、民間事業所等との災害時応援協定や災害復旧協定の充実を図ります。
- *ボランティアが機動的に活動できるよう、自主防災組織、社会福祉協議会等をはじめ関係機関との連携のもと、受応体制の整備を進めるとともに、広域的なネットワークづくりやリーダーの養成を図ります。

②災害に強いまちづくりの推進

- *避難所に指定されている公共施設の耐震・耐火性の向上を図り、防災機能を高めるとともに、ライフラインや災害時における避難場所の確保を図ります。
- *国・県との連携を図りながら、北上川等大河川の堤防かさ上げ工事や中小河川・長沼ダムの整備等治水対策を推進するとともに、砂防・治山対策を進め、自然災害発生 of 未然防止に努めます。
- *スクールゾーン内の危険なブロック塀等の除却助成事業に積極的に取組むとともに、新耐震基準以前（昭和56年）に建てられた民間建築物の耐震性向上に向けた啓発や誘導を図ります。
- *災害発生時における避難場所等への耐震貯水槽の設置を進め、医療用水、消防用水や避難者の飲料水の確保を図ります。
- *市民と協働してハザードマップを作成し、地域防災力の向上を図ります。

③消防・防災機能の充実、強化

- *市民の防災力の強化を図るため、消防防災センターを早急に整備します。
- *消防出張所の再編整備にあわせ高規格救急自動車^{※25}の導入・配置に努め、救命率や社会復帰率の向上を図ります。
- *市民が、普段から災害に対する備えを心掛けるよう、地域や学校、消防防災センターなどでの防災教育や防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発等を推進します。

④国民保護計画の推進

- *武力攻撃等を受けた時、市民の生命、身体及び財産を保護し、市の責務、避難・救護・武力攻撃災害への対処等の措置を規定する国民保護計画を早期に策定します。



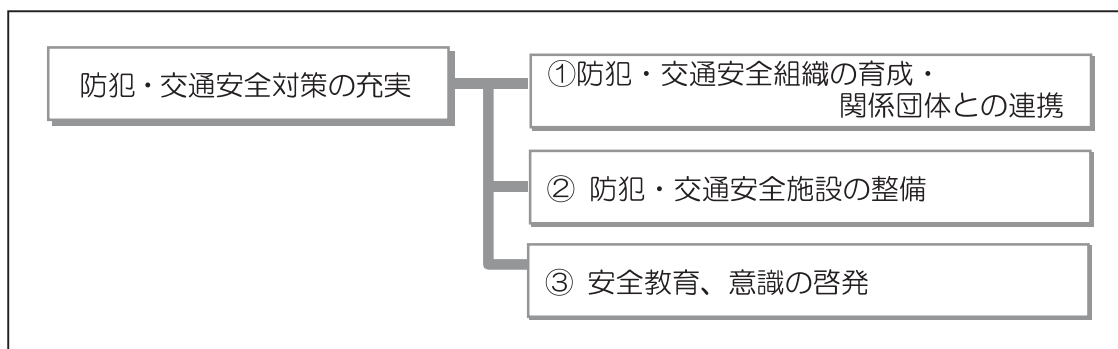
※25 心肺機能停止状態の傷病者に対し救急救命士が医師の指示のもとに、車内において特定行為を行うことのできる車両

(2)防犯・交通安全対策の充実

【施策の方針】

犯罪や交通事故のない安全な地域社会の実現に向けて、地域ぐるみの活動を推進し、家庭、学校、地域、関係機関等と連携、協力しながら、防犯・交通安全体制の強化や防犯灯・交通安全施設の整備等を推進するとともに、身の回りの安全に対する市民意識の高揚を図ります。

【主な施策等】



①防犯・交通安全組織の育成・関係団体との連携

- * 警察署や関係機関及び交通安全指導員、防犯指導員、ボランティア等との連携のもと、防犯・交通危険箇所の点検や防犯・交通パトロールを一層充実し、学校・家庭及び地域ぐるみにより、事故の未然防止を図ります。
- * 登米市全域において、防犯連絡所等の拡充を進めます。
- * 登米市交通安全計画に基づき、関係機関等の緊密な連携のもとに交通安全を推進します。

②防犯・交通安全施設の整備

- * 防犯灯やガードレール等の安全施設の整備を進めるとともに、交通危険箇所の改修を推進します。

③安全教育、意識の啓発

- * 登米市交通安全計画等に基づきながら、学校教育や地域活動等の年齢階層に応じた防犯及び交通安全運動を推進します。

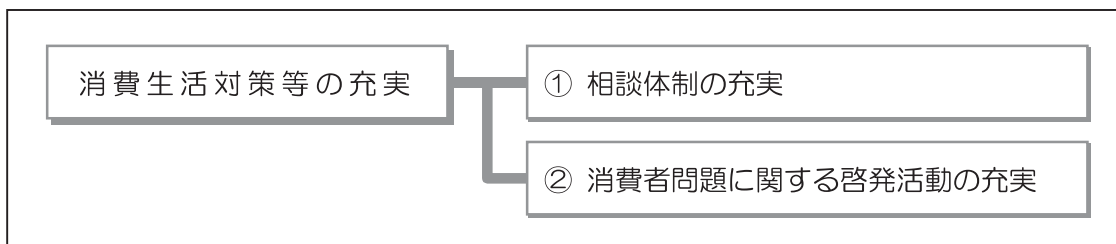


(3)消費生活対策等の充実

【施策の方針】

複雑化・高度化する消費生活に対する問題をはじめ、暮らしに関わる市民相談体制の充実を図るとともに、被害未然防止の観点から市民への各種啓発活動の充実を図ります。

【主な施策等】



①相談体制の充実

＊消費生活センターや法律相談の充実、職員資質の向上等消費者問題に関わる相談体制の充実を図るとともに、相談員の増員に努めます。

②消費者問題に関する啓発活動の充実

＊深刻さを増す悪質商法等や消費トラブルを未然に防ぐため、生涯学習等あらゆる場面を利用しながら出前講座を開催し、意識啓発活動を推進するとともに、各地域で消費者グループの組織化支援を図ります。

＊製造物責任法等に基づく消費生活に関する情報提供を広報紙等により周知を図り、苦情相談に対応できる体制づくりを進めます。